

裁 決 書

審査請求人

大阪市生野区

処 分 庁

大阪市生野区保健福祉センター所長

審査請求人が平成22年5月27日付けで提起した生活保護法に基づく眼鏡の支給申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成22年4月1日付けで行った眼鏡の支給申請却下決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本審査請求の趣旨は、処分庁が平成22年4月1日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく眼鏡の支給申請却下決定処分（以下「本件却下決定」

という。)の取消しを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

処分庁が行った却下理由は、事実誤認の判断である。従って、事実
に訂正し、決定を求める。従って、提出する却下通知書は不当である。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

(1) 平成22年3月24日付けで、請求人は処分庁に対し、「眼科の意見書に記載されているとうり。(初回購入時)」と記載した、遠視用眼鏡の支給申請書を提出したこと。

(2) 平成22年4月1日付けで、処分庁は請求人に対し、「 」の眼鏡(近用・遠視用)について、平成20年6月に支給し、その後、紛失を理由に平成21年5月に再支給しております。眼鏡の耐用年数は4年となっております。平成22年3月18日に請求人から『数日前、お店に置き忘れて、後日思い出して、確認したら、紛失だった』とありましたが、上記の通り耐用年中の再々支給となります。このため、紛失されたときの状況や日常的に使用されているものかを確認しようとしたましたが、ご理解・協力を得られず、不明瞭のため、現時点では再々支給する事由が見当たりません。」との理由により、上記(1)の申請を却下する旨の本件却下決定を通知したこと。

(3) 平成22年6月15日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書には、以下の趣旨の内容があること。

ア 平成22年3月15日 請求人より、生野区役所区民企画担当に F A Xにて「至急、[]のメガネは、いつ修理しているか！？どの期間置くのか！？実は、失っているので、どうしたらよいか！？」「書面で求む」(F A X内容抄)が届いた。

イ 平成22年3月16日 請求人に対して、「修理をした時期は、平成20年9月です。その後、紛失を理由に平成21年5月に再支給しております。眼鏡の耐用年数は4年となっております。今回、紛失されたとのことですが、その理由によって再支給するかを検討いたします。状況を詳しく教えて下さい。」と手紙で回答した。

ウ 平成22年3月18日 請求人より、F A Xにて「数日前、お店に置き忘れて、後日思い出して、確認したら、紛失だった。誰かに盗られた可能性も少々有る。(置き忘れの、持ち去り)以上」との返信があった。本職は、状況について一部不明瞭であったため、「日常的に使用されておられますでしょうか。『紛失された日・お店』『思い出した日』を教えてください。」と再度の説明を求めるとともに、[]の眼鏡であったために「可能でしたら、[]から直接お問い合わせできればと考えております。」と[]本人から状況確認を行いたい旨連絡した(以下略)。

エ 平成22年3月19日 請求人より、F A Xにて、紛失された日・お店、思い出した日に対しては「説明義務ない。」[]本人からの聞き取りについては、「無理です。」と返答があり、さらに「詳細が、請求論点ではない。紛失が、論点だ。(以下略)」と返答があった。

オ []は平成20年6月に眼鏡の支給を受け、さらに平成21年3月には「歩行中に紛失したとして」眼鏡の再交付のための保護変更申請を行い5月に再支給を受けている。処分庁はその支給決定にあ

たって、「今後は紛失等しないよう十分注意するように」との指導を行っている。

カ 今回、保護変更申請書が提出されたが、申請理由の問い合わせに対し、「数日前、お店に置き忘れて、後日思い出して確認したら紛失だった。誰かに盗られた可能性も少々ある。」と請求人は回答した。処分庁は、支給の決定を行うには不十分な理由であると判断し、十分な管理を行っていたとは認められなかったため、眼鏡の使用者である[]から直接事情をお伺いしたいとお願いしたが、調査に協力していただけなかった。

キ 保護金品（本件審査請求においては眼鏡）について、一度交付すれば給付として完了することから、いかなる場合も再支給の申請に応じる義務はないとされている。したがって、本件については、十分な管理を行わず、明らかに[]の過失による紛失を理由とした保護変更申請であることから、保護申請却下の決定を行ったものである。

2 判 断

（１）「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和３６年９月３０日社発第７２７号厚生省社会局長通知（以下「運営要領」という。））第３－６は、「治療材料の給付につき申請があった場合には、必要事項を記載した給付要否意見書（治療材料）を要保護者に交付し、すみやかに指定医療機関及び取扱業者において所要事項の記入を受け、福祉事務所長又は町村長に提出するよう指導すること。」と規定している。

（２）運営要領第３－６－（３）－ア－（ア）は、「国民健康保険の療養費の支給対象となる治療用装具及び輸血に使用する生血は、その

例により現物給付とする。また、次に掲げる材料の範囲においては、必要最小限度の機能を有するものを、原則として現物給付によって行うものとする。こと。（中略）義肢、装具、眼鏡、収尿器、ストーマ装具、歩行補助つえ、尿中糖半定量検査用試験紙、吸引器及びネブライザー」と規定している。

また、運営要領第3-6-(3)-ア-(イ)-bは、「義肢、装具、眼鏡、収尿器、ストーマ装具及び歩行補助つえについては、治療等の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合に限ること。」と規定している。

(3)「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」(昭和48年5月1日社保第87号厚生省社会局保護課長通知)問17及び答において、眼鏡については、日常生活に著しい支障がある場合は、治療等の一環としてそれを必要とする真にやむを得ない事由が認められるときに含まれる旨定められている。

(4)「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第10の4は、扶助費の再支給について、前渡された保護金品又は収入として認定された金品(以下「前渡保護金品等」という。)を失った場合で、災害のために前渡保護金品等を流出し、又は紛失した場合や盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合に該当するときは、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できる旨規定している。

(5) 本件についてみると、前記第2の1の(1)から(3)までの認定事実のとおり、請求人が処分庁に対し、 が紛失した遠視用眼鏡の再々支給申請を行ったところ、処分庁は請求人に対し、紛失されたときの状況や日常的に使用されているものかを確認しようと

したが、理解・協力を得られず、不明瞭のため、現時点では再々支給する事由が見当たらないとの理由で申請を却下したことが認められる。

(6) しかしながら、前記(2)及び(3)のとおり、眼鏡の支給については、日常生活に著しい支障がある場合は、治療等の一環としてそれを必要とする真にやむを得ない事由が認められるときと定められており、前記(1)のとおり、治療材料の給付につき申請があった場合には、必要事項を記載した給付要否意見書(治療材料)を要保護者に交付し、すみやかに指定医療機関及び取扱業者において所要事項の記入を受け、福祉事務所長又は町村長に提出するよう指導することとされていることから、処分庁は、眼鏡の支給の必要性について、給付要否意見書(治療材料)を取得した上で、眼鏡の支給の可否を判断すべきであり、それを行うことなく、紛失されたときの状況や日常的に使用されているものかを確認できないことのみをもって本件却下決定を行ったことは、支給の必要性について、十分な調査を尽くしているとは言えない。

(7) 処分庁は、保護金品は一度交付すれば給付として完了することから、いかなる場合も再支給に応じる必要はなく、[]が十分な管理を行わず、明らかに[]の過失による紛失を理由としたものであるので申請を却下すべきである旨主張する。しかしながら、眼鏡については、視力に適応したものが求められ、視力が悪化した場合には新規の眼鏡が必要となる場合があり、その場合、再支給の可否ではなく、新規の眼鏡の必要性について判断すべきことになるが、本件においては、処分庁が[]の視力の変化の可能性について考慮せず、再支給の可否の観点のみをもって本件却下決定を行ったことは必ずしも適正とみることはできず、処分庁の主張を認めることは困難であるといわざるを得ない。

(8)したがって、本件却下決定は、取り消しを免れない。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成23年4月14日

審査庁 大阪府知事 橋下

